



「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意

別紙

即日現金化

ツケ払い商品売却で即日キャッシュバック

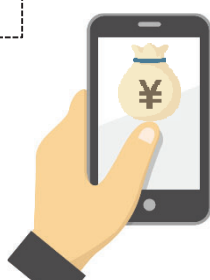
レビュー投稿で現金報酬GET

SNS拡散で商品宣伝協力金

などの甘い言葉にご注意ください！

いわゆる後払い(ツケ払い)現金化に要注意！

事例



①申込み

②キャッシュバック名目など金銭の支払
商品の提供

③商品代金の後払い



金融ブラック
OK

借金では
ありません

特徴1 形式的には後払いによる商品売買^(※1)だが、商品代金の支払に先立ち、商品の購入者が金銭を受け取る^(※2)。

特徴2 給料日等に商品代金を支払うことになり、その商品代金と先に受け取った金銭との差額が高額。

(※1) 商品の価値と販売価格が必ずしも見合っておらず、顧客も商品を購入することを目的としていない。

(※2) キャッシュバック・レビュー報酬名目や提携した買取業者が当該商品を買取ることにより金銭が支払われることが多い。

形式的に商品の売買等であっても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ(※)があります。(※) 個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。
貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者(罰則の対象)です。

- ▶ その後の高額な支払によりかえって経済的生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
- ▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性があります。

ご連絡・お問合せ先

怪しい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00

■ 0570-016811

03-5251-6811（IP電話からの場合）

警察

■ #9110

（各都道府県警察相談ダイヤル）

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■ 0570-051051

03-5739-3861（IP電話からの場合）

地方公共団体の消費生活相談窓口

消費者ホットライン

■ 188

財務局の相談窓口

■北海道財務局	011-729-0177	■中国財務局	0120-99-0028
■東北財務局	0120-917-993	■四国財務局	087-811-7803
■関東財務局	048-615-1779	■九州財務局	096-353-6352
■北陸財務局	076-208-6711	■福岡財務支局	092-433-8066
■東海財務局	052-687-1887	■沖縄総合事務局	098-866-0095
■近畿財務局	06-6949-6530		

行政機関等をかたった “なりすまし”にご注意

ワクチン接種は無料です！

接種を受ける際の費用は全額公費です

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

- 金銭を支払えば、優先的にワクチンが受けられると電話があった。お金は後で戻ってくるというが、不審。

電話・メールで個人情報 を求めることはありません！

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

- 市役所を名乗り、「新型コロナウイルスワクチン接種券を送るので家族の人数を教えてください」という電話があった。



新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報は、
首相官邸及び厚生労働省ウェブページを
ご覧ください

首相官邸



厚生労働省



国民生活センター
新型コロナウイルスワクチン詐欺 消費者ホットライン

0120-797-188

消費者ホットライン（局番なし）

188

※最寄りの消費生活センター等
消費生活相談窓口へつながります。

警察相談専用電話

#9110

消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』



厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター

0120-761770



消費者庁
Consumer Affairs Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



警察庁
National Police Agency



独立行政法人
国民生活センター

金銭・個人情報をだまし取る電話・メール等は、 このようなセリフで近付いてきます。

この他にも様々なケースが想定されますので、ご注意ください。

●●になりすまして だます！



市役所です

●●省の者です

市役所の委託を受けまして

テレビ局のアンケートです

NGO団体の者ですが



もっともらしい理由をつけて だます！

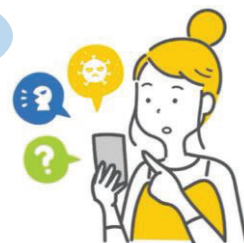


●万円払えば優先的に接種でき、
お金は後で返金されます

ワクチン接種に必要なので、
口座情報を教えてください

医療従事者向けのワクチンが余った
ので、●万円払えば接種できます

中国製のワクチンがあります



火災保険・地震保険

「保険を使って無料で修理します」と

勧誘を受けた時に **トラブル** に遭わないための **ポイント!**

すぐに契約しないで、まずはチェック



Check
1

まずは **ご自身** で損害保険会社・代理店へ連絡を!

- 保険金の請求は、ご自身で簡便に行うことができます。
- 壊れた原因・物が保険の補償対象になるか ご自身で 確認しましょう。うその理由で保険金請求をすると 詐欺に該当する場合 があり、トラブルに巻き込まれる可能性 があります。

＜消費生活相談事例＞

- 保険金申請代行業者が訪問し、台風や大雨で被害を受けたことにして保険金を請求できると勧誘され契約したが、問題はないか。



Check
2

修理等の依頼時は **契約内容をしっかり確認**

- 修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用等の名目で、高額な請求を受ける可能性 があります。

＜消費生活相談事例＞

- 火災保険で雨どいの修理ができると来訪した業者に保険金請求を依頼した。その後、修理をしないと伝えたら30%の違約金を請求された。



ご心配・ご不安なことが
あれば。。。

一人で悩まず、
消費者ホットライン188
にご相談ください。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
『イヤヤン』



一般社団法人 日本損害保険協会 SONPO
The General Insurance Association of Japan

FNLIA 一般社団法人 外国損害保険協会

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（概要）

目的 特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

※「興行」・・・映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること（国内の興行に限る。）

特定興行入場券の不正転売等の禁止

不正転売の禁止

何人も、**特定興行入場券の不正転売**をしてはならない

不正転売目的の譲受けの禁止

何人も、**特定興行入場券の不正転売**を目的として**特定興行入場券**を譲り受けてはならない

・ 興行主等

興行主又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者

・ 特定興行入場券

※QRコードやICカードを入場券とする場合を含む。

興行入場券（それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票）であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、

①**興行主等**が、販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示し

②興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定され

③**興行主等**が、販売時に、入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示しているもの

・ 特定興行入場券の不正転売

興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするもの

違反者は1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科

※国民の国外犯も処罰

興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置

- ・ 興行主等が、入場時の本人確認措置その他の必要な措置を講ずる努力義務
- ・ 興行主等が、興行入場券の適正な流通が確保されるよう必要な措置を講ずる努力義務
- ・ 興行主等に対する国及び地方公共団体の助言協力義務

相談体制の充実

- ・ 国及び地方公共団体が、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制充実を図る努力義務
- ・ 興行主等が、その販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、購入者その他の者からの相談に適切に応ずる努力義務

国民の関心及び理解の増進

- ・ 国及び地方公共団体並びに興行主等が、興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実等の必要な施策を講ずる努力義務

施策の実施に当たっての配慮

- ・ 国及び地方公共団体が、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たって、興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をする義務

不正転売 禁止法 2019 6.14 施行

演劇、コンサートやスポーツなどのチケット（特定興行入場券）の不正転売、または不正転売を目的としてチケットを譲り受けた場合、
1年以下の懲役、100万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

文部科学省 消費者庁 内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 経済産業省

詳しくは [チケット不正転売禁止法](#) [検索](#)
消費者ホットライン > **188**



消費者庁10周年